

運送業界の健康支援を生きがいに

190 定期健康診断の重要性

昨年度はコロナの関係で、定期健康診断を予定通りに受けることができず、従業員の体調チェックが難しかったという事業者も多いのではないのでしょうか。今年度は、早めにスケジュール調整を行っていただき、結果も踏まえた事後フォローまでを一連で実施してください。

さて今回は、定期健康診断に関連した、国土交通省と厚生労働省の各ガイドラインについてお話しします。

■医学的知見に基づく措置とは？

折しも両省とも、すでに施行を見越して定期健康診断(つまり事業主健診)に触れています。まず国土交通省からは、「法定健診の未実施で、



《全日本トラック協会 SAS 検査受託機関》
NPO 法人 ヘルスケアネットワーク (OCHIS)

副理事長 作本 貞子

「安全と健康を推進する協議会(両輪会)」代表
国土交通省健康起因事故対策協議会委員

TEL : 06-6965-3666

FAX : 06-6965-5261

東京オフィス TEL : 03-3295-1271

E-mail sakumoto@ochis-net.com

HP <http://sas.ochis-net.jp/>

健康起因事故が生じた場合、初違反で40日、再違反で80日の車両停止」を、「自動車運送事業者に対する行政処分の基準」の中で追加し、行政処分強化に踏み込んでいます。これは、すでに貨物自動車運送事業法において示されている、「事業用自動車の運転者が疾病により安全な運転ができないおそれがある状態」で事業用自動車を運転することを防止するために必要な医学的知見に基づく措置を講じなければならぬ」に基づくもので、事業主に課せられた定期健康診断の実施と、事後措

置の必要性を強く示しています。

■厚生労働省は集団データに着目

厚生労働省は、「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」の中で、「コラポヘルスの推進」(外部の関係者とコラボし、効果的な健康推進を進めていくこと)や、定期健康診断の結果を複数の集団データを比較しながら活用することを勧めています。

■シートカットはナビシステム

両省は立場に違いこそあれ、定期健康診断の重要性と活用を改めて示しているといえます。「受診だけで精いっぱい」の健診から、ぜひ「イエローカードやレッドカードのドライバーを見つけ出していただき、健康管理や安全走行に活かしてください。そのシートカットは何といたっても全ト協の運輸ヘルスケアナビシステムを活用することです。(本紙4月5日号6面をご覧ください)

(次回は5月17日号に掲載)